

樋口事務所のワンポイント情報Ⅷ



【年次有給休暇の1日当たり賃金額の算定方法】

年休期間において支払うべき賃金として認められているのは労基法 39 条により

- ① 労基法 12 条規定の「平均賃金」
 - ② 所定労働時間労働した場合に支払われる「通常の賃金」（労基法施行規則第 25 条）
 - ③ 健康保険法による標準報酬日額
- の 3 種類です。

原則は①か②で、③は労使協定が必要です。①か②のいずれかを選択するかは就業規則その他それに準ずるもので規定することが必要です。

因みに以下のような計算となります。

（平均賃金）

当該事由の発生した日前 3 賃金支払い〆切り期間の賃金総額 ÷ その間の歴日数（90 日前後）

（通常の賃金）

月によって定められた賃金についてはその金額をその月の所定労働日数で除した金額

・ ・ となります。

<回答>

計算事務の簡素化を趣旨とした“通常の賃金”のほうが簡単ですし、多くの就業規則もこのやり方を採用しているようです。この方法をお勧めします。

したがって例えば週休 2 日制の会社で 6 月に係る年休賃金は 6 月分の所定賃金（臨時あるいは変動的手当等を除いた基本給＋定期的手当） ÷ 22（6 月の所定労働日数） × 年休日数分となります。

以上

平成 17 年 6 月現在

経営・労務の情報発信基地

樋口社会保険労務士事務所